

規制シート(様式)

110197500840001

平成28年12月21日

規制の名称	石油コンビナート等災害防止法	所管府省	総務省消防庁
根拠法令等	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号) 石油コンビナート等災害防止法施行令 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	総務省消防庁 予防課特殊災害室 室長 滝 明
規制目的	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第5条第1項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下、「レイアウト事業所」という。)を新設し、又は変更しようとする者は、必要な事項を記載した計画を主務大臣に届け出なければならない。(新設等の届出) ・レイアウト事業所を新設又は変更をしたときは、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画に適合しているかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならない。(新設等の確認) ・レイアウト事業所について、事業所を設置している者の氏名又は住所に変更があったとき及び事業所の地位の承継があったときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。(氏名等の変更及び地位の承継に係る届出) ・法第2条に規定する特定事業者は、その特定事業所に特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。(特定防災施設等) ・特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。(自衛防災組織) ・特定事業者は、その特定事業者ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。(防災管理者等) ・特定事業者は、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規定を定め、市町村長等に届け出なければならない。(防災規程) 	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	石油や高圧ガス等、災害発生の要因となる危険な物質が大量に扱われている区域においては、一旦災害が発生した場合には極めて大規模な災害に発展する危険性が大きく、この区域に所在する特定事業所において、災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずる必要があるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		